寝屋川市長 様

住所

届出者 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

□大気汚染防止法第12条第3項 (第17条の13第2項及び第18条の13 第2項及び第18条の13 第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。) □水質汚濁防止法第11条第3項 □瀬戸内海環境保全等別措置法第10条第3項 □最音規制法第11条第3項 □大阪府生活環境の保全等に関する条例第34条 (大気) □ 第58条第3項 (木質) □ 第92条第3項 (□騒音 □振動) 本 9 ※ な 工場刀は事業場 の所 工 場 等 の所 工 場 等 の所 エ 場 等 の所 在地 施 設 の 種 類 施 設 の 程 類 施 設 の 程 類 施 設 の 程 類 施 設 の 程 類 施 設 の 程 類 施 設 の 程 類 施 設 の 程 類 施 設 の 程 類 施 設 の 程 類 佐 氏名 (法人にあっては、名称) 本 維 の 原 因	□ばい煙発生施設 □一般粉じん発生施設 □特定粉じん発生施設 □揮発性有機化合物排員 □特定施設 □有害物質使用貯蔵指 □届出施設		と承継したので、	
工場で等している。 (電話番号) ※受理年月日 年月日 工場又は事業場では、場等した。 の所工場では、名称) (電話番号) ※施設番号工場番号等 施設の設置場所 別紙のとおり 別紙のとおり ※備考(収受印等) 被 氏名(法人にあっては、名称) 住所 (収受印等)	第2項及び第18条の □水質汚濁防止法第11 □瀬戸内海環境保全特別 □騒音規制法第11条第 □振動規制法第11条第 □ダイオキシン類対策を □大阪府生活環境の保金の	36 第2 項において準用する場合 条第3項 別措置法第10条第3項 53項 53項 時別措置法第19条第3項 全等に関する条例第34条(大気 第58条第3項	うを含む。)) (水質)	の規定により、次のとおり届け出ます
工場 等 名称 (電話番号) ※受理年月日 年 月 日 工場文は事業場	ふり が な		※整理番号	
工場等	工 場 等 人名称		※受理年月日	年 月 日
施設の設置場所 別紙のとおり 承継の年月日 年 月 日 被 氏名(法人にあっては、名称) 維 住 所				
承継の年月日 年月日 被氏名(法人にあっては、名称) (収受印等) (収受印等)	施 設 の 種 類			
被 氏名 (法人にあっては、名称) (収受印等) (収受印等) (収受印等)	施設の設置場所	別紙のとおり		
被 氏名(法人にあっては、名称) (収受印等) (収受印等) (収受印等) (収受印等)	承継の年月日	年 月 日		
者	承 ては、名称)			
承継の原因				
	承継の原因			

参考事項(被承継者が届出した内容を記載すること)

被承継工場又は事業場の名称

- 水質関係(条例対象)については、届出施設の種類欄に大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規別表
 - 第10に掲げる号番号及び名称を記載すること。 2 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、施設の種類の 欄には記載しないこと。
 - 施設・特定施設・届出施設の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、承継した施 設・特定施設・届出施設を明示すること。 4 大気関係については、裏面にも記載すること。

 - 5 騒音・振動関係については、工場等の所在地欄に用途地域を記載すること。 ※印の欄には、記載しないこと。

 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

				施設の種類	規模	施設番号
承継した施設の概要	大気汚染防止法	ばい煙				
		特定粉	じん			
		一般粉	じん			
		揮発性有機化合物				
	ダイオキシン類対策特別措置法		対策特別措置法			
	全等に関する条例大阪府生活環境の保	ば煙-	ばいじん			
			有害物質			
		粉じん				